

平成24年2月10日

「志賀原子力発電所における石川県・志賀町への連絡基準に係る覚書」
連絡区分Ⅲに係る連絡（平成24年1月分）について

本日、北陸電力(株)から、連絡基準に係る覚書連絡区分Ⅲ（定期的に連絡するもの）に該当する事象の平成24年1月分として下記のとおり連絡があった。

本事象については、立入調査を実施し、発生状況等について北陸電力から聴取している。

記

志賀原子力発電所1号機 測定器の点検作業手順の間違いについて

第13回定期検査中（冷温停止中）の志賀原子力発電所1号機において、原子炉内の放射線量の測定器を点検していたところ作業員が手順を間違えた。

作業員は直ぐに、正しい手順に戻し復旧した。

本件により、原子炉に何か影響が出るものではないが、保安規定に反したことから国への報告事項となっている。

連絡区分Ⅲ：原則として翌月10日までに連絡するもの

参 考：北陸電力HP

<http://www.rikuden.co.jp/mreport/index.html>

原子力安全対策室
県庁内線 4232
直 通 076(225)1465